

**第 1 回川薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 5 年 7 月 1 0 日

川薩地区法定合併協議会

第1回川薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年7月10日(木)

開催場所 ホテル太陽パレス(川内市)

開 会 午後3時50分

閉 会 午後5時47分

出席者

川薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗			
副会長	黒 瀬 一 郎	今別府 哲 矢		
委 員	岩 切 秀 雄	岩 下 早 人	田 中 憲 夫	
	今 村 妙 子	帯 田 博 美	宮 脇 秀 隆	
	田 島 春 良	中 島 増 夫	宮 元 泰 子	
	福 元 忠 一	石 塚 政 揮	上 野 一 誠	
	田 島 忠 志	吹 田 紘 男	森 園 正 堂	
	和 田 国 昭	北 迫 茂	山 元 温 治	
	田 原 八ル工	今 村 松 男	安 田 文 仁	
	村 原 政 和	肥 後 耕 作	川 畑 禮 二	
	平 林 徳 子	塩 田 至	平 嶺 道 夫	
	鷺 山 和 平	外 園 加 一	純 浦 勝 志	
	山 下 廣 江	藏 元 欽一郎	中 能 重 行	
	長 濱 秀 徳	大 良 影 夫	西 仙 可	
	石 原 弘 子	町 弘 道	中 川 三 継	
	西 手 正 孝	宮 和 勇	日笠山 直 宏	
	宮 野 イネ子	塩 釜 三 郎	中 野 捷	
	橋 野 利 邦	小 村 庄 昌	塩 釜 悦 子	

以上51名

顧問 肥 後 和 紀 西中須 浩 一 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委員 山 本 佐 敏 尾 崎 嗣 徳

以上 2名

監査委員 里平盛人 中村昌弘

専門部会長 福留久根 村尾光政

川薩地区法定合併協議会事務局

事務局長 田中良二

事務局次長 川野眞司

事務局員 森園一春

奥平幸己

井手上和洋

堀切良一

古川英利

堀之内孝充

村岡斎哲

上須田敏秋

平利朗

田代健一

江口洋

橋口堅

大毛昭徳

久米道秋

古川太司

山内拓也

会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 副会長紹介・あいさつ

4. 鹿児島県地方課長あいさつ

5. 委員・幹事会・事務局紹介

6. 委員・顧問代表者委嘱状の交付・事務局代表者辞令交付

7. 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 1号 川薩地区法定合併協議会の設置の経緯について
- 報告第 2号 川薩地区法定合併協議会規約について
- 報告第 3号 川薩地区法定合併協議会役員について
- 報告第 4号 川薩地区法定合併協議会監査委員について

(2) 議案審議

- 議案第 1号 川薩地区法定合併協議会会議運営規程(案)について
- 議案第 2号 川薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針(案)について
- 議案第 3号 川薩地区法定合併協議会平成15年度事業計画(案)について
- 議案第 4号 川薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出予算(案)について
- 議案第 5号 事務事業一元化調整方針(案)について
- 議案第 6号 新市まちづくり計画の策定方針(案)について
- 議案第 7号 合併協定項目(案)について
- 議案第 8号 合併の方式について
- 議案第 9号 合併の期日について
- 議案第10号 新市の事務所の位置について
- 議案第11号 新市名称等検討小委員会設置規程(案)について
(委員長・副委員長の選出・報告)

(3) 提案事項

- 提案第 1号 新市名称の公募方法等(案)について
- 提案第 2号 新市名称候補選定基準等(案)について
- 提案第 3号 条例、規則等の取扱いについて
- 提案第 4号 電算システム事業について

(4) その他

- 平成15年度川薩地区法定合併協議会協議日程(予定)について
- 次回協議会の開催等について

8. 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

会議資料の確認をお願いいたします。

お手元でございます、まず資料1、協議会会次第、資料2、協議会資料でございます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから第1回川薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、先ほど開催されました、法定合併協議会設置会議におきまして、当協議会の会長に選任されました、川内市の森市長に、ごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

ご紹介いただきました、川内市長の森でございます。先ほど開かれましての会議におきまして、川薩地区法定合併協議会の会長をせよという仰せつけでございます。

先ほどの川西薩地区法定合併協議会におきまして、昨年12月25日から法定協の会長を務めまして、皆様方と一緒に、新しいまちづくりのために情熱を傾けてきたわけですが、心ならずも先ほどお聞きのとおりでございました。だいが私も力不足で、大変反省もいたしているところでございます。

そしてまた、何となく1本の糸がぶつんと切れたような、今、力が、新しい力が湧き出してこないような感じがしているところでの会長引き受けでございまして、大変、皆様方に申し訳ないような気がするわけでございます。

しかしながら、おめでたい席に出ますエビは、何回も脱皮して、その度に皮も厚くなるし、丈夫なエビが育っていくわけでございます。そういう意味におきまして、川西薩地区法定合併協議会の二の轍を踏まないように、今後、1市4町4村の皆様方と、本当にスクラムを組んで、お互いに譲り合いの精神を発揮して、素晴らしい川薩地区法定合併協議会が、目的に向かって達成されますように、心から念ずる次第でございます。

私も力不足ではございますけれども、再度、捲土重来、ネジを巻きなおしまして、皆様方と一緒に頑張りたいと存じますので、どうかひとつよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

なお、先ほどの会議におきまして、串木野市の皆様方の、何とかして再度、川西薩地区法定合併協議会にお帰りを待ち望むべく、休止の状態にさせていただいているところであります。

いずれにいたしましても、2本の法定協が現実にはあるわけでございますが、一方のほうは休止にして、こちらのほうに全力を挙げて行かなければならないと存じます。限られた合併の目標期日まで、大変回り道をしたような感じもしますが、雨降って地固まる、これでひとつ素晴らしい10万都市が構築されますことを、心から念願する次第でございます。

今日は、私どものこの会議のために、わざわざ鹿児島県地方課長の肥後課長さん、そし

てまた、先の会議におきましても、地方課の合併推進対策の室長さん、川内の総務事務所長さんも引き続きご参加でございます。どうかこの新しく船出をいたします川薩地区法定合併協議会の私どもに、どうかひとつ温かいご指導、ご支援を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

続きまして、副会長に選任されました、樋脇町の黒瀬町長にごあいさつをお願いいたします。

黒瀬一郎副会長

ただいまご紹介をいただきました、樋脇町の黒瀬でございます。

会長の森市長さんのあいさつの中にもありましたけれども、先の川西薩法定協の中で、串木野市の田畑市長さんが、これ以上帰ることはないというあの一言、大変残念に思う次第であります。

特に樋脇町は、串木野市と一つのゴミの問題の組合を組織をしておりますけど、そういう意味からも、微力ではありましたが、それとなく串木野市の市長さんには、いろいろお話ししてまいりましたけれども、何らかなえなかったというのが、大変残念でなりません。森会長の補佐役として、大変迷惑もかけたような責任も感じております。

しかし、これからは新しく川薩法定協を、今日、設置をされるわけでありましてけれども、これが一步も後退することなく、微力ながらではありますけれども、森会長の補佐役として、精一杯努力してまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつ皆さん方のご協力、ご指導をよろしくお願いいたしますを申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

続きまして、同じく副会長に選任されました、川内市議会の今別府議長にごあいさつをお願いいたします。

今別府哲矢副会長

先ほどの会議で指名いただきまして、副会長に就任することになりました、川内市議会の議長の今別府でございます。

スケジュール的にも、そしてまたいろいろ協議する内容も各論に入っていきますけれども、1市4町4村が力を合わせて、新しい素晴らしい市が誕生できますように、皆さん方

と共に、微力ではございますけれども、森会長を支えながら、全力を尽くす覚悟でございます。どうぞ皆様方のご協力、ご支援をお願い申し上げまして、就任のごあいさつにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

次に、顧問としてご列席いただきました、鹿児島県の肥後地方課長にごあいさつを賜りたいと存じます。

肥後和紀県地方課長

県で地方課長をいたしております肥後でございます。

本日、第1回の川薩地区法定合併協議会が開催されるにあたりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

当川薩地域におかれましては、昨年の12月ですか、県内で初の法定合併協議会を設置され、これまで事務事業の調整、あるいは新しい市の建設計画の策定など、いろいろ協議を進められてこられたわけですが、本日、下甕村を加えた新たな枠組みで、川薩地区法定合併協議会が設置をされることになりました。

これもひとえに住民の方々はもとより、首長さん、あるいは議会の議員の方々をはじめ、関係各位のご尽力の賜物であり、深く敬意を表する次第でございます。

また、下甕村におかれましては、村の進むべき方向につきまして、あるいは村の将来について、村民の方々、村の執行部、あるいは議会議員の三者の意見の一致をさせるべく、半年余りの間、真剣な論議、協議を重ねてこられ、本日、晴れて川薩地区法定合併協議会の一員として、協議に参加されることになったわけでございます。この間の村民の方々、あるいは執行部、議員の皆様方のご努力と、特に町村長さんのご苦勞に対しまして、あらためて深く敬意を表する次第でございます。

市町村合併の必要性につきましては、あらためて私が申すまでもないことですが、住民に身近な行政サービスを担う市町村につきましては、これから過疎化、高齢化、また厳しい財政状況といったような、様々な諸情勢があるわけでございますが、基礎的な自治体として、地域のことは自らで決定して、住民のニーズに沿った行政サービスをしっかりと提供していくということが求められているわけでございます。

そのためにも、今後、どのような自治体を作り上げていくかという観点から、十分なご論議をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、合併の協議におきましては、それぞれ個性と歴史を持った複数の自治体というのが、新たな一つの自治体を作り上げて、住民の期待に答えていくということが、大変重要なことではないかと思っております。

この川薩地域が、将来に渡って、いかにして住民が必要とする行政サービスを供給していくのか、あるいはこの地区の将来像をどのように描くかといった問題につきまして、引き続き皆様方でご論議をいただき、皆様方の英知を結集していただきまして、素晴らしい自治体を作り上げていただきたいと思います。

県といたしましても、川内総務事務所長を本部長とする、薩摩地域支援本部を設置しております。また、法定合併協議会の顧問として、県の職員も協議に参加をいたしております。これまで、いろいろご支援を申し上げているところでございます。今後とも、合併実現までの各段階に応じた、いろいろな応援をしてまいりたいと考えているところでございます。

本日の法定合併協議会が、この川薩地区の素晴らしい将来に向けて、大きな第一歩となりますよう祈念を申し上げて、あいさつとさせていただきます。本日は本当におめでとうございます。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それでは、次の委員・幹事・事務局紹介でございますが、資料の2ページからの名簿によりまして、ご紹介に代えさせていただきますと存じます。

それでは、ここで委員の皆様方並びに顧問の方々に、委嘱状の交付をいたしたいと存じますが、時間の都合等もございますので、代表者の方に委嘱状の交付をさせていただきますと存じます。

なお、皆様方には、事前に封筒に入れまして、ご自席に配布してございますので、ご確認方をよろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、会長は壇上にお上がりいただきたいと存じます。

まず、委員の代表者の方に、委員委嘱状の交付でございます。代表者は、下甕村の町村長でございます。よろしく願いいたします。

森卓朗会長（壇上）

委嘱状、町弘道殿、下甕村長。川薩地区法定合併協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成15年7月10日から川薩地区法定合併協議会解散日までとします。平成15年7月10日。川薩地区法定合併協議会会長、森卓朗。よろしく願いします。

司会者（川野眞司事務局次長）

続きまして、顧問の代表者の方に、委嘱状の交付でございます。代表者は、鹿児島県川内総務事務所の馬場所長でございます。

森卓朗会長（壇上）

委嘱状、馬場英俊殿、鹿児島県川内総務事務所長。川薩地区法定合併協議会顧問を委嘱します。委嘱期間は平成 15 年 7 月 10 日から川薩地区法定合併協議会解散日までとします。平成 15 年 7 月 10 日。以下、同じであります。よろしくお願いします。

司会者（川野眞司事務局次長）

続きまして、事務局職員代表者への辞令交付でございます。代表者は、田中事務局長でございます。

森卓朗会長（壇上）

辞令、田中良二、川内市企画経済部市町村合併対策課長。川薩地区法定合併協議会事務局職員に任命する。給料は支給しない。事務局長に補する。平成 15 年 7 月 10 日。川薩地区法定合併協議会会長、森卓朗。よろしくお願いします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それでは、ここで会議の成立について申し上げます。

協議会規約第 10 条の規程によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないとされております。本日の出席者は 50 名で、半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言いたします。

また、協議会規約第 10 条の規程によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

森卓朗会長

長時間の会議で、お昼から、皆様方お疲れだろうと思いますが、これから川薩地区法定合併協議会の議案等の審議をしまいたします。座長をしばらく務めさせていただきますが、どうか皆様方のご協力をお願い申し上げたいと存じます。着席のまま、議事を進行させていただきます。

まず最初に、傍聴者の皆様へ、今、お手元にあります傍聴の心得をよくお読みになりまして、静かに傍聴して下さるようお願いいたします。

ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては、発言の前に委員名を言ってから発言をお願いいたします。

では早速、議事に入ります。

報告事項、報告第 1 号、川薩地区法定合併協議会の設置の経緯についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

ただいま森会長から説明指示がありましたところにつきましては、資料2をお願いいたします。資料2の1ページをお願いいたします。

本日の会次第でございますが、7の議事の(1)報告事項、報告第1号のところでございます。なお、ご覧のとおり、本日は報告事項4件、(2)の議案審議11件、(3)の提案事項4件となっております。議案審議と提案事項で合計19件になりますけれども、これまで川西薩地区法定協会で20本の議案を可決してまいりましたので、原則的には協議結果を承継しながら、本日の審議になります。

なお、事実上の再審議が大半でございますので、本日の以下の15本の提案、議案につきましては、主な変更点についての説明とさせていただきます。

それでは、報告の1点目でございますが、資料2の6ページをお願いいたします。資料2の6ページが、報告事項の第1号でございます。

川薩地区法定合併協議会の設置の経緯についてでございます。

川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村の2市4町4村で、合併の基本的な問題等について協議するため、平成14年10月7日川西薩地区任意合併協議会が設置された。

任意合併協議会では、4回にわたる会議の中で、合併問題にかかわる調査研究に関する事項、新市まちづくり計画の策定方針に関する事項、法定合併協議会設置に関する事項、合併に関する基本的事項等について協議を重ね、共通の認識と理解が積み上げられてきた。

任意合併協議会での調査研究及び協議の結果、法定合併協議会参加の意思表示を保留した下甌村を除く2市4町3村の合併に関する協議を更に深めるため、平成14年12月25日川西薩地区法定合併協議会が設置され、合併協定項目、合併の期日、合併の方式、新市の事務所の位置など重要案件が審議されてきている中で、平成15年4月7日串木野市長から離脱の表明があったが、その後串木野市長から串木野市議会と意思統一された最終方針が示されない状況が続いており、その取扱いについて協議されたところ、今後の協議スケジュールと合併特例法の期限を勘案すると、これ以上合併協議を停滞させることは出来ないと判断され、川西薩地区法定合併協議会は一旦休止されることになった。

そして、平成15年6月12日法定合併協議会の加入の申し入れのあった下甌村との合併協議を先行させるため協議を行った結果、各市町村の議会においては、川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村の1市4町4村の法定合併協議会設置議案の議決がなされ、協議会規約の7月10日施行をもって、川薩地区法定合併協議会の設置となった。

平成15年7月10日提出。川薩地区法定合併協議会、森会長の提出となります。

なお、以下のことにつきましても、提出日と会長名は同様でございます。

7ページのほうに、参考といたしまして、これまでの経過を列記してございます。

それから、さらに参考までに、9ページをお願いいたします。

経過の中で申し上げました、6月12日付の下甕村の町村長さんと中川議長さんの連名で、森会長に出されました法定協議会への加入申し入れの文書を添付しております。

以上で、法定協の設置の経緯の報告とさせていただきます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございましたが、委員の皆様方、何かこの件について、ご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

なしということでございます。ご了承願います。

では続きまして、報告第2号、川薩地区法定合併協議会規約についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料2の10ページをお願いいたします。

報告の第2号が、川薩地区法定合併協議会の規約についてでございます。

11ページをお願いいたします。

法定協議会の規約の性格といたしまして、6月30日から7月9日までに、9市町村議会で可決されて、全議会可決でこの規約は施行されるものでございます。

11ページの第1条の設置規定にございますように、先ほど申し上げましたように、1市4町4村が、地方自治法と合併特例法に基づきまして、法定協を設置するものでございます。

第2条が協議会の名称でございます。

それから、第3条からは川西薩のところと変わっておりませんが、第3条につきましては協議会の担当事務、第4条が協議会の事務所の位置ということで、引き続き川内市役所の5階のほうに事務所を設けております。

第5条が組織の規定。

第6条が会長と副会長の規定でございますが、川西薩におきましては副会長は3名でございましたが、この新しい川薩では2名と規定しております。先ほど役員のほうも決めていただきました。

第7条が委員等でございます。9市町村から各6名、54名の委員構成でございます。それから、2項にございますように、引き続き県のほうから顧問をお願いしております。

第8条が会長及び副会長の職務でございます。第9条が会議の規定でございます。

第 10 条が会議の運営でございまして、冒頭、進行が申し上げましたように、委員の半数以上の出席を求めています。

開けていただきまして、12 ページでございます。

第 11 条が関係職員等の出席要請ができるということでございます。

第 12 条が市町村長調整会でございまして、規定上、2 行目にございますように、会長、副会長及び関係市町村の首長で構成するというふうに改正しております。なお、規定上は明記してございませんけれども、合併協議の必要に応じまして、首長・議長会議、あるいは議長会議等は、9 市町村の合意のもとに随時開催するものとしたします。

第 13 条が小委員会の規定。

第 14 条が幹事会及び専門部会の規定でございます。

第 15 条が事務局の規定。

第 16 条が経費の負担の規定。

第 17 条が監査委員の委嘱の規定でございます。

それから、附則のところでございますが、この規約は、平成 15 年 7 月 10 日、本日から施行されます。

13 ページが模式図でございますが、変わった点だけを、組織上のところから申し上げます。

組織上で変わりましたのは、ちょうど真ん中の、多少見づらいんですけども、幹事会の下のところ、横断的主要事項に関する調整会議を 4 つ設けました。

これは 1 つ目が、まちづくりプロジェクト会議でございまして、新市まちづくり計画等、あるいは新市の政策・実施事業の協議をいたします。

事務組織の調整会議、左から 2 つ目でございますが、本庁・支所等の事務組織の協議、それから地方制度の協議。これにつきましては、地域審議会の設置の可否等についても調査をいたします。

3 つ目が、地区コミュニティ調整会議でございまして、地区コミュニティの協議会制度の調査、地区振興計画の協議をいたします。

地域情報化の調整会議につきましては、地域情報化計画策定と、システム統合の進行管理を行います。

それから、その下のところに、横長ですが、地域情報化の計画策定懇話会を設けております。組織的な違いは、今申し上げました 5 つの組織会議が再編したところでございます。

それから、新たな要素といたしましては、事務局のところでございますが、事務局の 3 点目に、合併準備の調査・進行管理という要素を入れております。法定協議会は、合併の可否、是非も協議するわけですが、合併する場合に必要な準備調査の研究調査を行うということで、事務局にもその項目を取り入れ、併せまして専門部会は、9 部会は変わりませんけれども、 のところがございますように、合併する場合の準備項目等の調査研究とい

うことで、踏み込んだ形で明記しております。このことにつきましては、45分科会につきましても同様のことを明記しております。

なお、事務局体制につきましては、川西薩地区につきましては19名でしたが、本日からの川薩地区につきましては、9市町村と県から合計18名でございます。なお、下甕村から、定員管理厳しき折でございますが、2名の職員を常駐職員として、本日から派遣していただきました。ありがとうございました。

以上で、説明といたします。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

報告第2号につきまして、ただいま説明をいたしました。何かこの件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

特別にないようでございます。この項につきましても、ご了承願いたいと存じます。

引き続きまして報告第3号、川薩地区法定合併協議会役員についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、14ページをお願いいたします。

報告の第3号でございますが、あらためまして、先ほど開催されました、首長・議長会議の結果という形で、ご報告申し上げます。

前の席にお座りでございますが、この14ページ中段にございますように、規約の第6条で、会長、副会長の選任につきましては、関係市町村の首長・議長が協議により選任することになっております。

先に開催されました、首長・議長会議におきまして、会長が川内市の森卓朗市長、副会長が樋脇町の黒瀬一郎町長、併せましてもう1名の副会長が川内市議会の今別府議長ということで、あらためての報告になりますが、以上、3人の方に役員をお願いいたしました。説明を終わります。

森卓朗会長

川薩地区法定合併協議会役員について、ただいま説明申し上げましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

なしということでございます。報告のとおり、ご了承願います。

続きまして報告第4号、川薩地区法定合併協議会監査委員についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、15 ページをお願いいたします。

報告第 4 号が、監査委員の選任の規定でございます。

これにつきましては、15 ページの中段でございますように、規約の第 17 条におきまして、会長、副会長の属する関係市町村以外の関係市町村の監査委員の中から 2 名、会長が選任し、委嘱するものという規定になっております。それで、先ほど首長・議長会議の中でも、推薦、承認確認いたしましたので、ご報告いたします。

監査委員の 2 名の方につきましては、川西薩地区と同じく、入来町の代表監査委員の里平盛人氏、東郷町の代表監査であります中村昌弘氏、以上 2 名を川薩地区法定合併協議会の監査委員に委嘱しましたので、報告申し上げます。以上です。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま報告第 4 号につきまして、説明をいたしました。この件につきまして、何かご意見はございませんか。

(「なし」の声)

なしということでございます。川薩地区法定合併協議会監査委員につきましては、入来町の里平代表監査委員、東郷町の中村代表監査委員に決定をいたしました。報告のとおりでございますので、ご了承いただきたいと思います。

では引き続きまして、議案の審議に入ります。

まず最初に議案第 1 号、川薩地区法定合併協議会会議運営規程(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森園一春総務広報班長

16 ページをお開き下さい。

議案審議の議案第 1 号でございます。川薩地区法定合併協議会会議運営規程(案)についてでございます。

川薩地区法定合併協議会規約第 10 条第 3 項により会長が定める会議運営規程について別紙のとおり定める。平成 15 年 7 月 10 日提出で、提出者は川薩地区法定合併協議会、森会長でございます。

この運営規程につきましては、参考にありますように、規約の第 10 条によりまして、第 3 項、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定めるという規程でございます。

隣のページ、17 ページをご覧下さい。規程案でございます。

まず第 1 条が、この規程の設置趣旨でございます。

第2条が、基本方針でございまして、会議は原則として公開でございます。

第3条が、会議の定例会等ございまして、原則としまして、毎月第2・第4木曜日、午後1時30分からということで、このような原則を設けながら、日程調整を進めていきます。

第4条が、会議の開閉等でございます。

第5条が、表決でございまして、会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するということでございます。

第7条が、会議録の調製でございます。

第8条が、会議録等の公開でございまして、第8条から19ページの第18条までが、傍聴に関してございまして、会議は傍聴することができます。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができます等々でございます。

19ページでございますけれども、この規程は、平成15年7月10日から施行するというものでございます。

20ページが、傍聴届等の様式でございます。

以上で、会議運営規程の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ただいま議案第1号、川薩地区法定合併協議会会議運営規程（案）について、提案の説明を申し上げました。これから質疑に入ります。ご意見、ご質問等、よろしくお願いいたします。

ございませんか。ご意見もないようでございます。お諮りします。議案第1号につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。ありがとうございました。

続きまして議案第2号、川薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針（案）についてを議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。

森園一春総務広報班長

21ページでございます。

議案第2号、川薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針（案）についてでございます。

川薩地区法定合併協議会会議運営規程第19条の規程に基づき、川薩地区法定合併協議

会の会議等の公開に関する指針については、別紙のとおり定める。平成 15 年 7 月 10 日。
提出者は川薩地区法定合併協議会、森会長でございます。

22 ページでございます。指針でございます。

第 1 では、この指針を目的としまして、会議そのものは原則公開であるということをお定めしております。

第 2 では、会議の対象を法定合併協議会の本会議であります、本日のこの協議会のみならず、幹事会、小委員会、それから専門部会、分科会など、あらゆる会議を想定しております。

第 3 では、公開の基準を定めています。会議の公開の原則に立ちながらも、その中で不開示情報と判断される情報が含まれ、あるいは公開することで審議の検討または協議に関する意思決定の中立性が損なわれたり、素直な意見の交換ができなかったりする、そういう恐れを生ずる情報を含む会議は非公開とするということで、定めてございます。

また、会議、協議の下資料を検討、協議する事務作業を行う会議、具体的に言いますと、専門部会や分科会での情報や、人事に関する情報を含む会議も非公開といたしております。

第 4 では、会議の公開、非公開の決定方法を定めております。この中で、会議の一部について非公開するとすべき部分があるということが判断された場合には、会議を分割して公開する部分、非公開する部分というふうに行けるといってしております。

なお、本会議であります、この協議会につきましては、23 ページの参考に掲載してございますように、会議運営規程の第 9 条から第 18 条にかけまして、傍聴規程と併せてすでに定めてございますので、その他の会議につきまして、こういう定めをするものでございます。

第 5 では、会議の公開の運営等。

第 6 では、会議開催の周知。

第 7 では、この指針は、本日この会議に諮り、本日から施行することといたしております。

以上で、川薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま議案第 2 号につきまして、提案の説明をいたしました。何かご意見、ご質問ございませんか。

ご質問もないようでございます。お諮りします。議案第 2 号、川薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針（案）につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。ありがとうございます。

では引き続きまして議案第3号、川薩地区法定合併協議会平成15年度事業計画(案)について、関連がございますので、議案第4号、川薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出予算(案)について、一括提案をいたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料の25ページをお願いいたします。

ただいま説明指示のございました、議案第3号と第4号につきましては、一括提案説明を申し上げます。

資料の26ページをお願いいたします。

川薩法定協の平成15年度の事業計画案でございますが、事業項目につきましては、川西薩の事業項目と大きくは変わっておりません。

まず26ページの左上にございますように、協議会の開催は今日を皮切りに、備考欄にございますように、7月10日から来年3月末まで開催していきます。

なお、この9ヶ月間に16回の開催予定でございますが、合併を実施した先進地、あるいは他の法定協におきましても、同様の開催回数となっております。

左に返りまして、幹事会の開催、小委員会の開催、専門部会・分科会も随時開催していきます。

それから、中段の事務事業一元化の調整事業につきましては、この項の一番上に、事務事業一元化に係ります調整項目のすり合わせ、調整原案がございますが、7月末となっておりますが、これにつきましては、串木野のデータを抜きまして、下甑のデータを入れた、いわゆる修正作業が事務レベルでは7月いっぱいを目途に、精力的に取り組みたいと考えております。

なお、今申し上げました比較データにつきましては、串木野市のデータを抜き、下甑のデータを入れたものを、昨日までに各市町村には送付してございます。これからの事務作業のやり方につきましては、調整班が9つの専門部会事務局と協議して、進めてまいります。

それから、新市まちづくり計画の策定事業につきましては、この先送りになっておりました、3段目の計画原案に対します広報広聴につきましては、右のほうにございますように、まちづくり広聴会の開催ということで、8月から9月にかけて、9市町村ごとに開催いたします。それから、まちづくりフォーラムにつきましても、8月と来年1月ですが、意見交換を予定しております。

それから、広報・広聴事業につきましては、協議会だより等、変わっておりません。そ

れから特記すべきは、上から3段目でございますが、各種団体への説明会ということで、特に公共的団体の合併、整理につきまして、努力規定が設けられておりますので、10月以降、状況を見ながら各種団体への説明会を開催予定でございます。

それから、ここから大きく変わってまいります、住民の皆様への説明会、下から3段目でございますが、合併協定項目の内容について、平成16年1月から2月にかけて、各市町村ごとに実施いたします。この合併協定項目は、後ほども出てまいりますけれども、合併の基本4項目、事務事業の一元化、新市まちづくり計画の合併協議の集大成として合併協定項目があるわけですが、その内容につきまして、住民の皆様へ直接説明する機会が、来年の1月から2月でございます。

それから、左下のほうに、合併の調印・議決がございますが、合併協定の調印につきましては、平成16年2月予定、それから合併関連の議決につきましては、来年の3月ということで、平成15年度は非常に重大な年度になっております。

なお、来年3月までに合併調印・議決のスケジュールにつきましては、これまでも説明してまいりましたけれども、川薩地区、日置地区、鹿児島地区、指宿地区のいわゆる薩摩半島の4法定協につきましては、全く同じでございます。4法定協とも3月までの議決を目指して、精力的に協議が進められております。

以上が事業計画の説明でございますが、27ページの議案第4号でございますが、今ほどの事業計画の執行を裏打ちします予算案について、説明申し上げます。

資料の28ページをお願いいたします。

平成15年度予算の案について、歳入の部でございますが、これまで同様に、構成市町村の負担金によりまして、79,344,000円の歳入を負担金として徴することとしております。

関係市町村の分担金につきましては、基本的な考え方は、世帯割と均等割でございます。この合計額を負担金としていただくことになっております。法定協の設置規約議案と併せまして、9市町村のこの数字の負担金の予算を、6月30日から7月9日までの間に、各議会で可決していただきました。

29ページが歳出の部でございますが、項目的には川西薩の法定協と変わっておりません。金額的に、29ページの左上でございますが、1款の運営費につきましては、総額が38,544,000円、目で説明いたしますけれども、1目の協議会会議費が13,032,000円、2目の幹事会会議費、それから3目は小委員会の会議費でございます。5,598,000円でございます。

右のほうの報償費でございますように、新市名称の賞品といたしましては、300,000円の予算措置をお願いしたいと考えております。

それから、1目の事務局運営費につきましては、18,911,000円でございます。

それから、2款の事業費、40,700,000円の合計でございますが、引き続き1目の新市まちづくり計画策定事業費、計画策定の業務委託でございます。

それから、その下のほうの事務事業調整につきましても、地域情報化策定に関わります委託料でございます。

それから、広報広聴事業につきましても、10,712,000 円の予算措置でございます。

それから、3 款の予備費は、100,000 円をしております。

歳出の合計が、79,344,000 円でございます。

最後に口頭説明いたしますけれども、これまでの川西薩地区法定協への負担金の納入もでございますので、現時点、2 つの法定協への二重的な負担金計上に見えますけれども、休止いたしました川西薩地区の支出は、本日以降、ほとんど見込まれないことと、それから今のこの新しい法定協の支出につきましては、本日から年度末まででございます。

従いまして、平成 15 年度の各市町村の負担金の合計額は、これまでの単年度分と変わらない見込みでございます。

それから、28 ページの下のほうに、運営に要します各市町村への補助金のこと書いてございますが、国県の補助金の範囲内であれば、各市町村が要しました合併経費の総額についての補助でございますので、2 つの法定協であっても変わらないということです。要は、総額に対する経費が、この補助金の範囲内なら、国と県のほうが補助するということでございます。

以上が、事業計画と予算案の説明といたします。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま議案第 3 号、川薩地区法定合併協議会平成 15 年度事業計画（案）並びに議案第 4 号、川薩地区法定合併協議会平成 15 年度歳入歳出予算（案）について、提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご意見、ご質問をお願いします。

その川西薩地区に収めた負担金の残りは、いつごろその市町村に精算して返すことになる見込みであるか、ちょっと、話しをして。

田中良二事務局長

仮に串木野市から離脱の手続きがありますれば、その時点で川西薩の法定協の会議に諮りまして、その時点でやることになります。

それから、もし年度内になかった場合は、15 年度末、すなわち 16 年 3 月 31 日で川西薩の会計は締めますので、年度末をもって、残りのお金につきましては、関係 9 市町村に精算、返納ということになります。

森卓朗会長

何かご意見、ご質問ございませんか。

特別にご質問ございません。お諮りします。議案第3号、川薩地区法定合併協議会平成15年度事業計画（案）については、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございます。

引き続きまして議案第4号、川薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出予算（案）につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。ありがとうございます。

では引き続きまして議案第5号、事務事業一元化調整方針（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

奥平幸己調整班長

調整班の奥平でございます。

事務事業一元化調整につきまして、ご説明を申し上げます。

事務事業の一元化調整につきましては、これまでの結果を承継するというにしておりますため、同方針も承継し、特に変更はございませんけれども、簡単に内容の説明を申し上げます。

31ページをお開き下さい。

まず事務事業の一元化調整とは、構成市町村の行政は、これまでの長い歴史の中で構築、運営されてきており、行政サービスや負担水準が異なっております。合併するとした場合には、これらのサービスや負担水準を原則統一する必要があり、そのためには事務事業の内容や制度を比較し、住民生活に及ぼす影響などの検討を行い、調整する必要があります。

この調整のための協議、検討作業を事務事業の一元化調整と言い、協議の結果、決定された新市での取扱いを調整方針と言います。

資料32ページをお開き下さい。

事務事業の一元化調整協議については、ここに掲載してありますように、7つの合併協定項目協議の原則を念頭に調整していくこととしておりますが、協議する調整方針につきましては、資料33ページにありますように、基本的に5つの分類に区分することとします。

図にありますように、関係市町村の全ての事務事業について、まず関係市町村の制度等に差異がないため現行どおり新市でも存続するもの、次に一元化により関係市町村のどこかの制度等に統合するもの、または再編するもの、また、新市で新しい制度等を制定するため現行の制度は廃止するものに区分します。

そして、一元化するものと廃止するものについては、その調整の時期を合併時と合併後

に分けて区分、整理することとします。

なお、事務事業一元化調整の協議については、関係市町村の係長を中心とした分科会協議、関係市町村の担当部課長による専門部会協議により調整されまして、協議会の幹事会協議を経て、協議会へ提案されることとなります。

以上、事務事業一元化調整方針案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

議案第5号、事務事業一元化調整方針（案）について、提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

特別にないようでございます。お諮りします。議案第5号につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。ありがとうございました。

では引き続きまして議案第6号、新市まちづくり計画の策定方針（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

古川英利計画班長

計画班の古川でございます。

34ページをお開き下さい。

議案第6号は、合併特例法の市町村計画につきまして、本協議会では川西薩地区のものを継承し、新市まちづくり計画と称し、その策定方針を定めるものです。

策定方針につきましては、35ページにございますが、その趣旨、構成、期間、内容等、川西薩地区のものとはほとんど一緒でございます。

しかしながら、川西薩地区で作成しました原案に合わせて、一部その表現を変えてございます。2点目にあります計画の構成のところでございますが、基本方針及びこれを実現するための基本計画、それからまちづくり事業計画とございます。ここは実施計画と従来、称していたものを、まちづくり事業計画に変更いたしました。

それから、公共施設の基本的な考え方及び財政計画を中心として構成するとなっております。公共施設の統合整備というところを、今回、公共施設の基本的な考え方ということで、計画原案に合わせて変更いたしましたところがございます。

それから、36ページに策定体制がございますが、先ほど事務局長の説明の中にありました、横断的調整会議の設置に伴いまして、まちづくりプロジェクト会議の内容を簡素化してございます。プロジェクト会議は、企画・財政・合併担当部課長により構成し、その付

属機関として、政策検討部会、財政検討部会を設置してございます。

また、36 ページ、下のほうにございます、まちづくりフォーラムにつきましては、川西薩地区における提言を継承した形で、引き続き川西薩地区の協議会計画原案に対する意見の取りまとめを行うということで、見直しをしております。

議案第 6 号につきましてはの説明は以上です。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま議案第 6 号、新市まちづくり計画の策定方針（案）について、提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

特別にないということでございます。お諮りします。議案第 6 号につきましては、提案のとおり承認することよろしゅうございますか。

（「はい」の声）

提案のとおり承認されました。ありがとうございました。

引き続きまして議案第 7 号、合併協定項目（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料の 37 ページをお願いいたします。

議案第 7 号、合併協定項目（案）でございます。

この中段の参考のところがございますように、合併協定項目とは、合併するとした場合に必要なあらゆる事項について、協議会で協議を行い、その結果を「合併協定書」として取りまとめる項目でございます。

開いていただきまして、38 ページをお願いいたします。

合併協定項目の 46 項目でございます。川西薩のところと変更はございません。この議案の意味は、この 46 の区分でよろしいかということをお諮りするものでございます。

特に合併協議の 3 本柱といたしまして、38 ページの上でございますように、自治体の存立に関わる基本的な事項ということで、通し番号の 1 番から 4 番でございますが、これがいわゆる基本 4 項目と言われるものでございます。

それから、通し番号の 5 番から 45 番まで、これが 2 つ目の大きな柱の、広い意味での事務の一元化でございます。

それから、合併協議の大きな 3 本目のもう一つでございますが、通し番号、左下 46 番目、ただいま計画班長が申しあげましたように、新市まちづくり計画が 46 項目の一番最後に来ております。

それで、この項目の中身につきましては、例えば通し番号の 6 番でございます、議会議

員の定数及び任期の取扱いということも重要な1項目になっております。それから、13番目が、よく質問も出てまいります、住民からの問い合わせも多い、一部事務組合等の取扱いということで、これも大きな1項目でございます。それから、17番目が、後ほども出てまいりますけれども、町名、字名の取扱いということも、住民密接型で重要な1項目でございます。それから、例えば25番目が、これも後ほど持ち帰り提案をいただきますが、電算システム事業ということで、このような46区分で合併協定項目の区分としたいという提案でございます。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ただいま事務局のほうから、議案第7号について、提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。ございませんか。

特別にご質問もないようでございます。お諮りします。議案第7号、合併協定項目(案)については、提案のとおり承認することで、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。ありがとうございました。

次に議案第8号、合併の方式についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは39ページをお願いいたします。

議案第8号が、合併の方式でございまして、早速、合併協定項目1号「合併の方式」について、次のとおり提案申し上げます。

調整方針の案にございますように、合併の方式について、四角の中でございますが、川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とするものでございまして、川西薩の基本的な方式と変わっておりません。

開けていただきまして、40ページが、参考といたしまして、合併方式の新設合併と編入合併の区分でございまして、特に左の上の2段目、法人格というところがございまして、ご案内のとおり、新設合併とは、合併前の市町村の法人格は全て同時に消滅するものでございまして、新しい市町村の法人格が発生いたします。

それから、編入合併につきましては、その右のところでございますが、編入する市町村の法人格はそのまま継続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅するというところで、現在、鹿児島県内では、鹿児島市地区がこの編入合併方式で協議が進められております。

それから、議会の議員のことにつきましては、合併協定項目のところでも申し上げましたが、原則的には新設合併のところにございますように、現在、9市町村で条例定数が130名の合計でございます。議員定数は34名となっております。

以下、農業委員会のこと、特別職の職員のことにつきましては、ご参照いただきたいと思ひます。

それから、41ページが合併先進地の状況で、以前の資料と変わっておりませんけれども、41ページの上のほうが新設合併の例、それから中段が編入合併の例でございまして、各々の構成市町村の協議、合意によりまして、この方式も選択されております。説明は以上でございます。

森卓朗会長

ありがとうございます。

議案第8号につきまして、ただいま提案説明を行いました。これから質疑に入ります。ご質疑願ひます。

(「異議なし」の声)

異議なしという声が聞こえます。お諮りします。議案第8号、合併の方式につきましては、提案のとおり承認することで異議ございせんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。

引き続きまして議案第9号、合併の期日についてを議題といたします。事務局の説明を願ひします。

田中良二事務局長

それでは、資料の42ページを願ひいたします。

議案第9号、合併の期日についてでございます。

これにつきましても、基本4項目のうちの2つ目でございますが、合併協定項目2号「合併の期日」について、次のとおりご提案申し上げます。

調整方針の案にございますように、合併の期日は、平成16年10月12日を目標とするものでございます。これにつきましては、川西薩の時と変わっておりせん。

なお、10月12日は火曜日でございまして、3連休の翌日ということでございます。これにつきましては、電算関係の仕事を3連休の間に完成させるということ、このようなところが他市例におきましても、連休明けの日が合併の施行日に選ばれております。

それから、43ページのほうに、参考といたしまして、合併の期日についての考え方がございますが、特に43ページの2番目ですけれども、市民サービスや決算時期、予算編成時期のほか各種事務執行などにできるだけ支障の少ない時期を想定して定めることが望ま

しいと思われるということで、先進地のアドバイスもそのようになっております。

それから、基本的なことは、4番目でございますが、合併特例法の現行期限、平成17年3月31日までの合併施行はむろんのことでございます。

それから、開けていただきまして、44ページが、他市例の合併の期日の記載でございますが、44ページの一番下、参考といたしまして、鹿児島市地区が1市5町の合併協議でございますけれども、平成16年11月1日の合併目標で、協議が進められております。説明は以上でございます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま議案第9号について、提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

田島春良委員

樋脇の田島でございます。

この合併の期日目標、16年10月12日、これに異論があるわけではございませんけれども、目標期日に向かって、事務事業の調整に努力して欲しいわけでございますが、しかし、すでに串木野市等の関係で、当初の計画より4ヶ月近くも事務調整が遅れている現状でございます。調整が困難な事務事業が出てきた場合、今後、あくまでも住民にとって最良の合併を目指さなければならない責務があるわけですので、やむを得ない状況の発生等があった場合には、この期日目標にあくまでもこだわらなくてもよいというような意見が、樋脇町の合併特別委員会の中でも出ております。

そういうことを樋脇町議会の特別委員会の中では、話が出ておりますので、一応、皆さん方に、樋脇町の考えをお伝えしたいと思います。以上でございます。

森卓朗会長

ただいま樋脇町の田島委員のほうから、合併の期日の問題について、ご意見が出ました。これにつきまして、事務局、何かありますか。

田中良二事務局長

この合併の期日の取扱いにつきましては、当然、この法定協の会議で、その時期に審議され、変わる必要があれば、全会一致で変える手順になります。

それから、事務のことにつきましては、先ほども7月中に事務の修正作業のことを申し上げましたが、実質的には1ヶ月の遅れ、それからその余波が4ヶ月間に及んでおります。なお、現在、9市町村の事務職員と下甕村の職員の皆様のお陰で、一元化事業につきまし

た基本的なデータにつきましては、比較データは、この法定協の比較データの修正の素案はすでに終わっております。

それで、事務局のほうは、今の日程で精一杯頑張れば、こなせると言いますか、執行できるといふふうに考えております。ただ、おっしゃりますように、いろんな基本的な項目、一元化事業で持ち帰った時に、各市町村議会、役場内の合意をどれだけスムーズに得られるかというのが課題になってまいります。

それから、基本的なところで、10月合併論というのが、我々も先進地で勉強してきたわけですが、簡単にこの大きなところを申し上げますと、この合併施行前後に何があるかということ申し上げますと、特に仮に薩摩東部地区の同様の1月中旬ごろ合併いたしますと、合併施行後50日以内に新市長選挙ということで、単純に考えますと、17年3月のはじめに新市長選挙ということになります。50日以内でございますと。

そのころ何をしなければならぬかと言いますと、16年度決算の出納閉鎖なしの打ち切り決算でございます。それを2月末までの打ち切り決算をするということと、16年度の3月だけの予算、それから17年度、大型予算を組むわけですが、この9市町村の当初予算を単純合算いたしますと、約600億円近くになります。

それを新市長は3月はおりませんので、1人の職務執行者がどのような形で調整を進め、それから3月の時点で600億円の当初予算を誰が査定するかとなりますと、その財政的な作業と、新市長選挙の日程を考えますと、どのレベルも、事務レベルも厳しいんですけども、先進地の例を申し上げますと、前年の秋、10月ごろが好ましいというアドバイスで、いろいろ意見ございますけれども、16年10月12日合併が望ましいというふうにしております。

その期日が遅れますと、事務猶予の時間はありますけれども、その分が16年度末、17年3月のころに、住民の異動も激しいころに新市長選挙があって、そのような大きな予算の組み替え等ができるかという議論になりますので、現時点では、事務局といたしましては、この16年10月12日の目標を提案している次第でございます。以上でございます。

森卓朗会長

事務局の考え方について、説明を申し上げます。田島委員、何かご質問ございませんか。

田島春良委員

その事務事業の流れ等々、そういうのは今の説明でわかるわけですが、やはりこの4ヶ月近くの遅れ、これで当初の計画どおり、無理のない、そういう事務調整ができるのかという懸念は、これは皆さんそれぞれ持っておられるのではないかと思うんです。やはりこれが無理があっては、やはり合併の意味がなくなるわけですので、やはりそのへん

のところは、無理なことは無理ということで、やはり考えて、最良、やはりその目標に向かって努力することは、これはもう必要ですけれども、無理があった場合は、延期はやぶさかでないというような気持ちを持っておりますので、そのへんのところをよろしく願います。

森卓朗会長

事務局、目標ということになっているのだが、途中で目標の期日に間に合わないような状況が出てきた場合は、この法定協の中でまた変更することはできるわけですか。

田中良二事務局長

当然、最高の意思決定はこの法定協の会議でございますので、そのような事態が発生すれば、皆様のところにも議案として出しまして、全会一致をもちまして、期日の再検討ということはあると思います。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。一応の目標として、これをクリクリ変えていくというと、事務方のこれまでの取り組みというのも、もうひとつ力が抜けるということ、なかなか馬力がかかりませんので、そういう政治的な市町村のいろんなお考えも出てきまして、非常に難しい問題等も出てくる可能性もなきにしもあらずというふうには思っておりますので、そなりましたら、また、皆様方のこの会議でお諮りして、変更することにして、とりあえず目標としてはこういうことで、一応、今のところ前進しようということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

田島春良委員

はい。

森卓朗会長

他にご意見ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま樋脇町の田島委員のご質問、ご意見等につきましては、十分これからまた、この会議を進めていく中で、事務事業の進捗状況等も踏まえながら、これが絶対ということではないけれども、一つの目標として日にちを定めて、最大限努力することにして、決定をしまいたいと存じます。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。そのように決定をさせていただきます。

では引き続きまして議案第 10 号、新市の事務所の位置についてを議題といたします。
事務局の提案説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料の 45 ページでございます。

議案第 10 号は、新市の事務所の位置についてございまして、本庁の位置についての規定でございます。

合併協定項目 4 号「新市の事務所の位置」について、次のようにご提案申し上げます。

四角の箱の中にございますように、(1) 新市の事務所(本庁) の位置については、新庁舎建設までの間は、川内市神田町 3 番 22 号とし、支所、出張所の取り扱いについては、地方自治法第 155 条に基づき、関係市町村内に置くものとする。(2) 将来の新市の事務所の位置については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し検討するものとする。ということでございます。

下段のほうが、地方自治法の関係条文でございます。川西薩の調整方針と変わっておりません。

開けていただきまして、46 ページが、現在の庁舎につきましての建設年度等でございます。

それから、47 ページが、これまでもお示ししてきましたが、参考の先進例として、北上市、ひたちなか市、西東京市の例をここに列記してございます。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ただいま議案第 10 号、新市の事務所の位置について、提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「異議なし」 の声)

異議なしという声が聞こえますが、お諮りします。議案第 10 号、新市の事務所の位置については、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

続きまして議案第 11 号、新市名称等検討小委員会設置規程(案) について、議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、48 ページをお願いいたします。

議案第 11 号、(仮称) 新市名称等検討小委員会設置規程の案についてでございます。

合併協定基本 4 項目のうち新市の名称についての審議と、町名・字名の取扱いについて

意見を聞くため（仮称）新市名称等検討小委員会の設置規程を別紙のとおり定めようとするものでございます。

中段の法定協の規約にございますように、第 13 条に規定がございますが、小委員会につきましては、会長が会議に諮り定めるとなっておりますので、本日、議案提案するものでございます。

なお、先ほど、46 区分の合併協定項目でご説明いたしましたように、非常に重要な案件でございます。新市名称が通し番号の 4 番目、町名・字名につきましては通し番号の 17 番目でございます。

49 ページが、規程の案でございます。第 1 条が、設置の趣旨でございます。

第 2 条が、所掌事項でございますが、変わりましたところが、(5) のところに、町名・字名の取扱いに関する事とということを入れております。

これにつきましては、今月、7 月から町名・字名の担当の企画財政部会の分科会の協議がすでに開始されておりますので、広く意見を聞くために、この項を小委員会のところに規定するものでございます。

それから、マスコミ報道等でございますように、鹿児島市地区におきましても、この町名・字名の議論が活発になっているということで、今回、この小委員会の規程に入れ込むことをご提案申し上げます。

それから、あとの第 3 条の組織につきましては、川西薩と同様に、法定協の学識経験の委員の 18 名の方をこの委員にお願いしたいと考えております。

第 4 条が、役員規程でございます。この規程のご承認がいただけましたら、この後、正副委員長の選任をお願いしたいというふうに考えております。

それから、第 5 条、役員職務、第 6 条、会議規程、第 7 条が、報告規程、第 8 条が、庶務規程で、川西薩と変わっておりません。

附則のところ、この規程は、平成 15 年 7 月 10 日から施行するというので、本日から施行でございます。

それから、50 ページのほう、小委員会の準備小委員会のほうにも提出いたしました参考のこと、少しだけ説明いたしますが、新市名称と町名・字名の関係についてでございますが、例示といたしまして、各市町村役場の所在地を書いてございます。市町村名、自治体名といたしまして、川内市から鹿島村まで、大字、小字、番地を列記してございます。

これは、対等合併となりますと、この川内市、あるいは薩摩郡樋脇町、あるいは薩摩郡鹿島村というこの自治体名が、合併と同時に全て消滅いたします。これは対等合併の制度上、そのようになっております。

それで、鹿児島市地区でもございますように、このような住民の方が愛着心を持っている自治体名、市町村名につきましては、今後どのように取り扱っていくのかということ、

今後も各部会、あるいは小委員会での議論になってまいります。

以上が、議案第 11 号の説明とさせていただきます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

議案第 11 号、新市名称等検討小委員会設置規程（案）について、ただいま提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

中島増夫委員

樋脇町の中島でございますが、質問と言いますか、確認にもなるわけですが、町名・字名等の取扱いに関することということに、この小委員会の大きな目標の中に入っておりますので、このことにつきましては、先ほど準備委員会が持たれました時、または6月26日に話し合いがなされた時にも、委員としては、この項目について検討したり、いろいろな意見を申し上げることについては、極めて重いと。

住民の意見とか、その他、いろいろな条件が入っていることでありますし、また、事務事業の一元化ということで、事務担当のところでも十分検討されるし、また、議会筋あたりからは、住民の意向等も聞かれるということでもありますので、小委員会にこの取扱いに関することということで、全部こっちのほうに回ってくるのではないということ、先ほどもちょっと確認をしたんですけれども、再確認をしておきたいと思います。

幹事会その他、事務のこの企画財政委員会ですか、そこ等が出された、いろいろそこで検討をされて、小委員会は意見を申し上げるだけだと、最初のところに意見の聴取というふうに書いてございますので、小委員会の委員を命ぜられることになる者として、そのへんのところのご勘案をよろしくお願いを申し上げます。事務局のほうからも確認をお願いいたします。

森卓朗会長

事務局。

田中良二事務局長

これまでの準備小委員会でもご説明申し上げてまいりましたが、この新たな役割として、町名・字名の要素を入れましたが、これにつきましては、所管は企画財政の専門部会でございます。そこがいろいろ素案を作りまして、小委員会の意見を聞いてまいります。それで、幹事会あるいは法定協への報告・提案につきましては、企画財政の専門部会長が行います。

それから、後ほどの議論になりますけれども、その町名・字名等につきましても、他市

例を見ますと、残すか残さないかというその議論、統一的な取扱いにするか否かという議論、あるいはその取扱いを各市町村の裁量に任せるのか、あるいは9市町村統一なものにするのか、あるいは残すとした場合の形態をどのようにするか、非常に複雑でございますので、そのただいま申し上げましたような議論の整理につきましては、企画財政の専門部会が整理し、小委員会の意見を広く聞くということにしております。以上でございます。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。

中島増夫委員

ただいまなので、ちょっと安心をいたしました。私達、小委員会の委員にあんまりずんばいうせかけるようなことはされないように、よろしく願いいたします。

森卓朗会長

要望は、事務局のほうでもしかと受け止めて、対応するものと存じます。ありがとうございました。

他にご意見ございませんか。

ないようでございますので、お諮りします。議案第 11 号、新市名称等検討小委員会設置規程（案）につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

ではここで、暫時休憩をいたします。この間に小委員会が、ただいま設置規程ができましたので、小委員会を開催していただきまして、委員長さん、副委員長さん等の選任をお願いしたいと存じます。しばらく休憩をいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは、学識経験者の委員の皆様は、会場を出られまして、通路途中の藤の間のほうに、ご移動をお願いいたします。

他の委員の皆様におかれましては、申し訳ありませんが、15分程度かと思いますが、議事再開まで、しばらくお待ちいただきますよう、お願いいたします。

（休憩）

(再開)

森卓朗会長

休憩前の会議に戻します。会議を再開いたします。

新市名称等検討委員会のほうでは、委員長、副委員長の選出が行われたようでございますので、事務局のほうで報告を願います。

田中良二事務局長

それでは、資料の 52 ページをお願いいたします。

新市名称等検討小委員会の役員の選任でございますが、委員長に川内市からの委員でございます田中憲夫委員、それから東郷町からの学識委員でございます山元温治委員が、引き続き選任されましたので、ご報告申し上げます。以上でございます。

森卓朗会長

ただいま事務局のほうから、新市名称小委員会の委員長、副委員長につきまして、決定した旨の報告があったところでございます。委員長に田中さん、副委員長に山元さんということでございます。ご報告を申し上げました。ありがとうございました。

では、田中委員長にごあいさつをお願いいたします。

田中憲夫小委員会委員長

ただいま小委員会の委員長にご推挙いただきました、川内市の田中でございます。

大変責任の重い役目でございますが、委員の方々のご協力をいただきまして、最善を尽くしてまいりたいというふうに考えております。ひとつよろしくをお願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

では引き続きまして、副委員長にご就任いただきました山元さんのほうから、ごあいさをお願いします。

山元温治委員

ただいま紹介をいただきました、東郷町の山元でございます。

田中委員長を補佐する役といたしまして、頑張ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

では、次に提案事項でございます。これからの提案事項につきましては、お持ち帰りになるわけでございますが、とりあえず提案を事務局のほうで出させます。

まず提案第1号、新市名称の公募方法等(案)について、関連がございますので、提案第2号、新市名称候補選定基準等(案)についてを、一括議題といたします。提案をいたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、53ページをお願いいたします。

本日の提案事項は4件でございますが、事務局のほうで、ただいまから、会長から指示がございました、提案第1号、新市名称等の公募方法と選定基準についての案について、説明申し上げます。

別紙のほうで、事務局のほうで、提案第1号の別紙という形で配っておりますので、それにつきまして、川西薩と大きく変わった点につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、本日、会長名の提案で、各市町村持ち帰りの上、7月24日の会議で意見集約を図る提案でございます。

提案第1号の、別紙にございますように、1ページにございますが、1の公募の目的は変わっておりませんが、当然、1の(4)にございますように、構成市町村が下甑村が入っております、1市4町4村の構成になっておりまして、その知名度の向上を図るものでございます。

それから、変わった点を説明申し上げますけれども、3、公募方法の(3)でございますが、公募期間といたしまして、スケジュールと連動いたしますが、8月12日から9月12日までとしております。

それから、(6)の賞品につきましては、これまでと同様でございますが、賞品のイにつきまして、名付け親大賞1名ということ、これは新市名称候補に決定いたしました応募者の中から1名につきまして、列記の賞状、商品券等を贈呈するものでございます。

それから、ロが名付け親賞でございまして、最高10名、10名以内でございます。この10名につきましても、新市名称の候補に決まりました1点の応募者の中から10名選ぶものでございます。

すなわち、最後に決まりました1点の中から、11名の方が、名付け親大賞と親賞に選ばれるものでございます。

それから、ハが優秀賞ということで、最終的に5点が推挙されますが、その最後1点に残らなかった、残り4点の中から優秀賞として、最高20名、5,000円分の商品券等を贈呈しようということで、賞品を書いております。

2ページをお願いいたします。

(8)の現在の市町村名の使用についてでございますが、本件につきましては、6月28

日の準備小委員会、あるいは本日の第2回準備小委員会でも、非常に活発な意見を出していただきましたが、書いておりますように、現在の市町村名の使用につきましては、使用しないということで、川西薩の取扱いと変わっておりません。これで持ち帰って、ご審議をお願いいたします。

それから、(10)が、その他事項でございますが、川西薩地区法定合併協議会への応募作品につきましては、応募者へ連絡し、同意があれば川薩地区法定合併協議会への応募作品とすることを特記しております。

それから、3ページが新市名称応募要領でございますが、ただいまの公募の実施等につきまして、住民向けにですます調で書き換えたものでございます。内容につきましては、変わっておりません。

それから、4ページが応募の項目で、様式でございます。

それから、5ページが検討のスケジュール案でございますが、5ページの左のほうでございますが、法定協議会の7月10日、第1回協議会、今でございますけれども、募集要項等の審議となっておりますが、これにつきましては、提案でございます。そして、先ほども申し上げましたように、7月24日、第2回協議会で、募集要項等のご承認をいただきたいというふうに考えております。

それから、右のほうに移りますが、5ページの右の事務局のところ、8月12日から公募開始をし、概ね1ヶ月間、9月12日の公募締め切りというスケジュールでございます。

そして、左のほうの10月9日、第7回協議会へ、小委員会が選びました、中間報告的に20点を報告申し上げます。

それから、下のほうに、11月13日に第9回協議会で、協議事項といたしまして、新市名称につきまして、5点を提案申し上げます。各市町村持ち帰りの上、11月27日、第10回協議会におきまして、新市名称につきまして、1点を決定するものでございます。その決まりました1点につきまして、平成16年3月、新市名称の議案でございますが、配置分合の議案と共に、3月議会で上程可決をするということでございます。

以上が、持ち帰り案件の提案第1号の別紙でございます。

それから、併せまして、説明指示のございました、1枚紙の両面刷りでございますが、提案第2号の別紙をお願いいたします。1枚紙の両面刷りでございます。

これにつきましては、選定基準の案でございますが、1の選定基準につきましては、変わりましたところは、(1)にございますように、川薩地区ということで、構成市町村の変更がございまして、1市4町4村が地位的にイメージできる名称ということ。

あと(2)以下は、1市4町4村を本地区ということで総称しております。

それから(7)が、応募方法と連動、リンクいたしますけれども、既存の市町村名は使用しないということで、ここに書いております。

それから、あとの3の選定方法は、先ほど説明いたしました。

それから、4が応募作品の修正で、川西薩の取扱いと変わっておりませんが、作品の趣旨を著しく損なわない範囲内で修正ができるものとするという規定でございます。

裏面をお願いいたします。

2ページということで、選定の流れでございますが、一番上の(1)でございますように、応募の集計は事務局のほうがいたします。そして、集計結果を小委員会に提出していくわけでございますが、基本的には五十音順の応募一覧表で、最初の選定をお願いいたします。

それから、(3)でございますように、小委員会の委員の方は、選定基準に基づきまして、提出された全ての一覧表から20点程度を絞り込んでいただきます。18名いらっしゃいますので、延べ換算にいたしますと360点になると思いますが、この選んでいただきました、各20点、18名分の中から、事務局のほうから機械的に上位30点程度を集計いたします。

そして、(4)でございますように、この30点程度の中から小委員会のほうで20点程度絞り込んでいくわけでございます。

そして、(5)が、小委員会で20点程度に絞りましたものを、中間報告の形で説明いたします。

以下につきましては、スケジュールのところでも説明したとおりでございます。

以上が、持ち帰り案件の提案第1号と提案第2号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

提案第1号、新市名称の公募方法等(案)について、提案第2号、新市名称候補選定基準等(案)について、ただいま事務局のほうから説明がございました。何か、ご意見、ご質問ございませんか。

そこで事務局、例の現在の9市町村名の使用について使用しないということになっているのだが、この件については、先の会議でもいろいろ問題が出ただけけれども、このまま持ち帰りだけれども、新市の名称の町名、市名は使わないけれども、大字名には使っていないということを含めたものになるのかどうか、もう一度確認をして、みんなに諮って下さい。これはもう大字はないですよと、大字名でも使えませんよとか、使えますよということを、はっきり言って持ち帰ってもらわないといけないよ。

田中良二事務局長

ただいまの件につきましては、合併協定項目のところでも説明いたしましたが、ただいまの提案の2案につきましては、新市名称に関する公募方法と選定基準の規定でございます。

それから、町名・字名の規定につきましては、合併協定項目でも区分されておりますの

で、それはまた、企画財政部会を中心といたします、別な議論になります。

森卓朗会長

お聞きのとおりでありますので、お持ち帰りいただいて、次の7月24日の会議に、それぞれの皆さん方の意見を、また開陳していただくようお願いをしておきます。

他にございませんか。

では、提案第1号及び提案第2号については、お持ち帰りでございますので、ここで終わらせていただきます。

引き続きまして提案第3号、条例、規則等の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

今法定協から総務部会を、5分科会でございますけれども、樋脇町が所掌するということになりました。部会長の福留です。よろしくお願い申し上げます。

提案第3号についてでございますが、条例、規則等の取扱いについてでございます。

合併協定項目11号「条例、規則等の取扱い」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針（案）

条例、規則等の取扱いにつきましては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業の調整方針に基づき、新市における事務事業に支障のないよう次の区分により調整するものでございます。

1に、合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの。2に、合併後、暫定的に施行させる必要があるもの。3に、合併後、逐次制定し、施行させるものでございます。

この3区分により、条例、規則等を整理するものでございます。

なお、合併項目の趣旨、留意点並びに制定施行の区分、それと先進事例等につきましては、川西薩地区法定協議会で説明したとおりでございますので、変わりございませんので、割愛をさせていただきます。

特に変わるところにつきましては、60ページをお開きいただきたいと思います。

条例、規則等の状況でございますが、これにつきましては、以前は串木野市が入っていたわけでございますが、今回、除く、下甌を加えた形での、1市4町4村での枠組みの中の条例、規則等でございます。全体で3,591条例、規則等でございます。

内訳といたしましては、条例、規則、訓令、告示、規程、それぞれ記載をいたしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

なお、下のほうの一部事務組合でございますが、これにつきましても、枠組みが変わった関係上、5組合の枠組みとなっているところでございます。これの全体といたしまして

は、334の条例、規則等でございます。

合わせますと3,925ということになります。今後、この条例等を、先ほど調整方針案の区分により、今後、調整していくということになるところでございます。

以上で、提案第3号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま提案第3号、条例、規則等の取扱いについて、提案の説明をいたしました。何かご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。お持ち帰りでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に提案第4号、電算システム事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

村尾光政電算情報部会長

電算情報部会の村尾です。

それでは、61ページ、提案第4号について説明いたします。

電算システム事業の取扱いについてということでございますが、この調整方針案につきましては、2市4町3村の川西薩合併協の調整方針案を基本的には承継しておりまして、内容的には変わっておりません。

ただ、表等につきましては、2市4町3村から1市4町4村へ組み替えてございます。調整方針案でございます。電算システム事業の取扱いについて。

電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。

地域情報化及び電子自治体に的確に対応した必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとするというものでございます。

開けていただきまして、62ページのほうには、電算システム事業について、1、協定項目の要旨・留意点、それから2番目に提案内容の理由、3番目に先行事例等を挙げてございます。

それから、63ページから67ページまでの表でございますが、これにつきましては、先ほども言いましたように、2市4町3村から1市4町4村へ組み替えてございます。

簡単に概要を説明しますと、この表の中ほどに小分類がございますが、これは167分類に分けてございます。それをこの一番左のほうに、業務システム分類ということで書いてございますが、5つの分類に分けてございます。

この5つの分類は、1番目に、基幹系（住民情報系）システム、それから2番目は、65ページにございますが、基幹系（内部情報系）システム、それから、66ページに、として、情報系システム、それから、その下に、の個別業務システム、それから、67ページに、のネットワーク関係ということでございますが、この5つの分類に対しまして、一番右側のほうに、調整の具体的方針（案）ということで、案を挙げてございます。

それから、その次のページ、68それから69ページに、電算システムの統合化基本方針というものが挙げてございますが、これにつきましては、この調整方針案を作成するにあたりまして、この統合化基本方針に基づきまして、検討協議を進めてまいりましたけれども、これは1月9日の第1回幹事会で承認をいただいたものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ただいま提案第4号、電算システム事業について、説明をいたしました。何かご意見、ご質問ございませんか。

特別にないようでございます。どうぞ、よろしくまたお持ち帰りいただきまして、ご検討いただきたいと存じます。

次にその他、平成15年度川薩地区法定合併協議会協議日程（予定）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

司会者（川野眞司事務局次長）

資料は70ページでございます。今後の協議日程についてでございます。

会議運営規程、それから今後の会議スケジュール、協議スケジュールを考慮いたしまして、4月までの日程を、70ページ、71ページに記載してございます。詳しくは、後ほどご確認をよろしくお願いいたしたいと思っております。

それから、72ページでございますが、合併協定項目の幹事会、協議会での提案日を掲げてございます。それで、左側の小さな番号がございまして、4番、5番、ここのところが7月24日、審議決定していただくということで、予定が入っております。また、その下の7番、8番、9番につきましては、7月24日に協議会のほうに提案させていただくというような形で、この表が作ってございます。以上です。

森卓朗会長

ただいま川薩地区法定合併協議会の協議日程等につきまして、説明をいたしました。何か、ご意見、ご質問ございませんか。

特別にないようでございます。

では引き続きまして、次回協議会の開催についてを説明して下さい。

司会者（川野眞司事務局次長）

73 ページでございます。

今回は7月24日、午後1時半から、いこいの村いむた池、祁答院町でございます。こちらのほうで予定しております。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

何かこの件で、ご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声）

なしということでございます。この日程で進めさせていただきます。

他に委員の皆さん方から、何かございませんでしょうか。

特別にご発言もないようでございます。

今日は午後から、長時間に渡りまして、いろんな会議を進めてまいりました。大変、委員の皆様方におかれまして、お疲れであつたらうと存じますが、今日、あらためて第1回目の川薩地区法定合併協議会がスタートいたしました。ひとつ当初のごあいさつの中でも申し上げましたとおり、幾多の困難が、またこれからも待ち受けているかも知れませんが、その都度、皆様方のご協議によりまして、いい方向性で、新しい新市のまちが誕生しますように、目的に向かって一緒に頑張っていこうではございませんか。

今日は、地方課長さんもお見えになりまして、いろいろとお話をさせていただきました。大変ありがとうございました。

これで一応、座長の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは、以上をもちまして、第1回川薩地区法定合併協議会を終了いたします。長時間ありがとうございました。

会議録署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する

川薩地区法定合併協議会会長